

学務課（教務係）窓口での相談

学務課（総務係）では、授業・試験・学籍などについては教務担当が、教育実習・保育実習等、実習については実習指導担当が、それぞれ皆さんとの窓口になっています。

学務課に関する基本的なことがらについて、諸規程に基づいてまとめると次の通りです。もとよりこの表に示されていないことも多いので、皆さんは、この表を手引きとして学生便覧をよく読み、疑問があればただちに学務課（教務係）窓口へ問い合わせてください。

授	履修するためには	学期初めの所定の期日までに履修科目の登録をしなければならない。その期に履修する科目のすべてを記載した履修科目登録票を、教務係に提出する。 再履修の場合も履修登録をする。	履修規程 4
	一旦届け出た科目の受講を取り消すときは	提出済みの履修科目登録票を教務係において所定の期間内に変更する。ただし、その後の履修科目の追加・取消などの変更は一切認めない。	履修規程 4 (3)
	他学科の科目を履修するとき	他学科授業科目履修届を提出し、教務部長の履修許可を得る。	その他の履修に関する規程 1
	欠席するときは	やむを得ぬ理由で授業を欠席する場合は、授業担当教員にその旨を申し出る。 就職試験・実習関係・伝染病等を理由とする欠席については、各担当者の承認が得られた場合は、公認欠席となる。 公欠届（様式は次ページ）は、①関係者、②授業担当教員まで認印をもらったら教務係へ提出する。	学生心得 6
業	長期欠席するときは	1週間をこえる場合、欠席届（様式は次ページ）を提出する。 3ヶ月以上、1年以内修学できない場合には、休学願を提出する。 病気の場合は医師の診断書を添える。	学則26条・27条
試	受験資格	実質授業回数 $\frac{2}{3}$ 以上出席していること。 学費が納入済みであること。 学生証を提示すること。	履修規程 5 (2)
	試験に欠席せざるをえないときは	原則として、試験の1週間前に追試験願を提出する。突発的な事故の場合はすみやかに教務係及び担当教員に提出する。 病気の場合は医師の診断書を添える。 公欠・忌引の場合は公欠届・忌引届を同時に提出すること。	
験	受験の際、学生証を忘れたときは	仮学生証の交付をうけて受験する。	履修規程 7 (1)
そ の	休学・退学・復学をしたいときは	理由を学級主任に報告したうえで保証人連署で願い出る。	学則26・27・28・31・32条
	除籍になる場合	履修登録をしなかったり学費納入の義務を怠ったりした場合に対象になる。	学則33条
他	他の大学に入学・転学したいときは	入学・転学試験をうける前に、学級主任に報告し学長の許可を得る。	学則29条